

小笠原諸島振興開発基本方針の概要

小笠原諸島の振興開発の意義及び方向

振興開発の意義

小笠原諸島は、東京から南へ1,000Km離れた太平洋上に位置し、国境離島として我が国の排他的経済水域の約3割を確保している地域であり、この地域で住民が暮らし、実際に諸活動を営んでいることが、我が国の安全の確保や排他的経済水域等の保全、自然環境の保全・再生や文化の継承等の役割を果たしていくこととなる。このため、交通アクセスの改善等の諸課題を解決し、その自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図ることが重要である。

振興開発施策の方向

(1) 生活環境の整備・産業の振興による定住の促進

- ◆ 復帰50年を経て、高齢化の進展を踏まえた保健、福祉及び医療の充実。
- ◆ U・Iターンを含む若い世代の定住促進に向けた住宅の確保や簡易水道、学校施設等の老朽化対策、災害対策等を含めた社会資本の整備等に取り組む。
- ◆ 小笠原諸島の気候等の特性に即した農業、漁業の振興を図るとともにエコツーリズム等の地域資源を生かした観光振興により、雇用機会を確保する。

(2) 小笠原諸島内外の交通アクセスの整備による利便性の確保

- ◆ 住民及び観光客の唯一の交通手段である定期船「おがさわら丸」等については、その安定的な運航の確保に向けた港湾施設等の整備を推進する。
- ◆ 島内道路等の整備により利便性の向上を図る。
- ◆ 航空路に関しては、離島航空路線が住民の生活路線であること等に鑑み、地元の意見や自然環境との調和に十分配慮しつつ、航空路の開設を含め、必要となる取組に努める。

(3) 世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生

- ◆ 世界遺産委員会の決議を踏まえた外来種対策や開発における適切な環境配慮等、自然と調和・共生する取組を進める。
- ◆ 住民が居住し観光客が来島する父島、母島においても、世界自然遺産の区域が大部分を占めていることを踏まえ、教育・普及啓発活動の充実に取り組むなど、小笠原らしい貴重な自然環境の継承を図る。
- ◆ 世界自然遺産としての知名度を活用し、小笠原諸島における自然との調和・共生の取組を内外に発信する。

小笠原諸島の振興開発を図るための基本的事項

1 土地の利用に関する基本的な事項

2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する基本的な事項

- ◆ 航空路の開設に関して、国は東京都と小笠原村との連携を強化し、情報の共有に努め、技術面での助言を行うなど必要となる取組に努める。

3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

4 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

5 住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項

- ◆ 関係機関の連携のもと、定住者の住宅確保に向けた取組を推進。

6 保健衛生の向上に関する基本的な事項

7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

8 医療の確保等に関する基本的な事項

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項

- ◆ 希少野生動植物の保護増殖、海岸漂着物等の処理、生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種の防除、国立公園の適正な保全及び利用等を推進。

10 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項

11 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項

12 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

13 観光の開発に関する基本的な事項

- ◆ 世界自然遺産登録の趣旨を踏まえつつ、自然環境、歴史、文化等の地域資源を生かしたエコツーリズム及びエコツアーガイド制度の推進や、質の高いガイドの育成に向けた取組等を推進。

14 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

15 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項

16 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項

- ◆ 帰島阻害要因等の把握に引き続き努める。